

徳島県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年2月9日

徳島県監査委員	岡崎悦夫
同	鹿山公弘
同	大寺健司
同	井下泰憲
同	立川了大

1 監査基準

定期監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2 監査の対象

令和5年10月11日から令和5年12月26日までの間に、別表に記載の48機関において実施した。

3 監査の着眼点

監査対象事務の執行が法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

4 監査の実施内容

令和4年度における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理を対象とし、監査対象機関から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。

5 監査の結果

監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第1号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

(1) 収入で未収となっているもの

<南部総合県民局地域創生防災部（阿南庁舎）>

県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和4年度決算額	100,138,023円
令和3年度決算額	96,172,147円
増減額	3,965,876円

<南部総合県民局保健福祉環境部（阿南庁舎）>

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和4年度決算額	5,918,100円
令和3年度決算額	5,512,230円
増減額	405,870円

<南部総合県民局保健福祉環境部〈美波庁舎〉>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）、母子福祉資金貸付金元利収入及び寡婦福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,676,880円
令和3年度決算額	1,704,880円
増減額	△28,000円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	20,185,752円
令和3年度決算額	18,537,014円
増減額	1,648,738円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	8,733,660円
令和3年度決算額	9,152,414円
増減額	△418,754円

寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,831,691円
令和3年度決算額	1,841,525円
増減額	△9,834円

<西部総合県民局地域創生観光部〈美馬庁舎〉〈三好庁舎〉>

県税について、市町等関係機関と連携して、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

県税の収入未済額の状況

令和4年度決算額	41,884,402円
令和3年度決算額	40,137,109円
増減額	1,747,293円

<西部総合県民局保健福祉環境部〈三好庁舎〉>

返納金（児童扶養手当返納金・生活保護返納金）及び母子福祉資金貸付金元利収入について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

返納金（児童扶養手当返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,967,960円
令和3年度決算額	2,075,280円
増減額	△107,320円

返納金（生活保護返納金）の収入未済額の状況

令和4年度決算額	14,472,341円
令和3年度決算額	13,966,606円
増減額	505,735円

母子福祉資金貸付金元利収入の収入未済額の状況

令和4年度決算額	3,972,022円
令和3年度決算額	4,349,787円
増減額	△377,765円

<西部総合県民局保健福祉環境部〈美馬保健所庁舎〉>

児童福祉費負担金について、新たな収入未済の発生を防ぐとともに、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

児童福祉費負担金の収入未済額の状況

令和4年度決算額	1,786,930円
令和3年度決算額	1,530,500円
増減額	256,430円

(2) 契約事務で適切でないもの

<東京本部>

委託契約において、契約書に定める手続を経ずに、受託業者が大部分の業務を再委託しているものがある。今後、業務遂行体制について確認を徹底するとともに、契約書に沿った適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜東京本部＞

コピー機に係る単価契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

＜西部総合県民局県土整備部（美馬庁舎）＞

物品購入に係る単価契約において、随意契約によることができる場合に該当しないにもかかわらず、随意契約しているものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

別表

監 査 対 象 機 関
防災人材育成センター
保健製薬環境センター
食肉衛生検査所
動物愛護管理センター
東京本部
関西本部
自治研修センター
二十一世紀館 ※
徳島学院
総合看護学校
精神保健福祉センター
発達障がい者総合支援センター
中央テクノスクール
南部テクノスクール
西部テクノスクール
西部家畜保健衛生所
阿南安芸自動車道用地推進センター
南部総合県民局地域創生防災部＜美波庁舎＞
南部総合県民局地域創生防災部＜阿南庁舎＞
南部総合県民局保健福祉環境部＜阿南庁舎＞
南部総合県民局保健福祉環境部＜美波庁舎＞
南部総合県民局農林水産部＜美波庁舎＞
南部総合県民局農林水産部＜阿南庁舎＞
南部総合県民局県土整備部＜阿南庁舎＞
南部総合県民局県土整備部＜那賀庁舎＞
南部総合県民局県土整備部＜美波庁舎＞
南部総合県民局出納室
西部総合県民局地域創生観光部＜美馬庁舎＞
西部総合県民局地域創生観光部＜三好庁舎＞
西部総合県民局保健福祉環境部＜三好庁舎＞
西部総合県民局保健福祉環境部＜三好保健所庁舎＞
西部総合県民局保健福祉環境部＜美馬庁舎＞
西部総合県民局保健福祉環境部＜美馬保健所庁舎＞

監 査 対 象 機 関

西部総合県民局農林水産部<美馬庁舎>
西部総合県民局農林水産部<三好庁舎>
西部総合県民局県土整備部<三好庁舎>
西部総合県民局県土整備部<美馬庁舎>
西部総合県民局出納室
徳島中央警察署
徳島名西警察署
徳島板野警察署
鳴門警察署
小松島警察署
阿南警察署
牟岐警察署
阿波吉野川警察署
美馬警察署
三好警察署

※ 図書館、博物館、近代美術館、文書館、鳥居龍蔵記念博物館を含む。